

第224回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

令和5年7月18日
公正取引委員会

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求め、独占禁止懇話会を開催しています。

このたび、以下のとおり開催した第224回独占禁止懇話会について、議事概要を取りまとめましたので公表します。

- 1 日時 令和5年6月23日（金）10時00分～12時00分
- 2 場所 公正取引委員会 大会議室
（一部の会員については、オンライン方式で参加）
- 3 議題
 - グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方
 - 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律について
 - 令和4年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組
 - 令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況
- 4 議事概要
各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出されました。

参考

独占禁止懇話会の最近の開催状況・配布資料等については以下のURLから御覧ください。

https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/dk-kondan/kaisai_r2.html

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課 電話 03-3581-5476（直通） ホームページ https://www.jftc.go.jp/

→ 事業者・事業者団体からのヒアリングで聞いた話と正に一致する。ヒアリング結果を踏まえ、優越的地位の濫用の問題については、事業者への注意喚起の観点から、ガイドラインの中で「第3」という項目を設けて強調して記載している。引き続きしっかり対応していきたい。

○ グリーンガイドラインの公表は、グリーン社会の実現に向けた大きな前進である。GX以外の分野でも、物流・通信・金融等について、競争だけでは社会が回っていかないという認識を持っている。グリーンガイドラインで示されている判断枠組み等は、他のSDGs達成に向けた取組についても適用できる可能性が高いということだが、GX以外の分野においても、今後、要請があった場合には、独占禁止法上の考え方を示す計画があるのか。

→ 現時点で具体的な計画があるわけではない。まずは、このグリーンガイドラインを参考にしながら取組を進めていただきたい。また、もしGX以外の分野における共同の取組等について具体的な話がある場合には、積極的に御相談いただければと考えている。

○ 地球規模で考えれば、グリーン社会の実現は絶対に必要である。他方で、GXの取組は大企業中心に進んでいく中で、下請中小企業へのしわ寄せ等を不安視する声が多く出てくることも事実である。日本においては、大企業と中小・零細企業の差は依然として大きい。GXの取組を不安視している者もいるということに留意してほしい。

→ 欧州で策定されているガイドラインは、基本的に水平的関係にある競争事業者間の共同の取組についてのみをカバーしている。他方で、当委員会は、垂直的な関係も非常に重要だと考えている。垂直的な関係もカバーしているという意味では、グリーンガイドラインは、世界的に例のない形のものとなっている。御指摘いただいた問題について、引き続き対応を検討していきたい。

2 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律について

○ 発注者とフリーランスの間にプラットフォーム運営事業者が入る場合が、重要な論点になると認識している。また、この論点は、労働法と経済法とが交錯する領域にある。例えば、ウーバーイーツの配達員は、現在、中央労働委員会で労働組合法上の労働者に当たるか否かが争われているが、仮にウーバーイーツの配達員が労働組合法上の労働者であるということが確定したときにも、ウーバーイーツの配達員は、特定受託事業者として認められ、フリーランス法が適用されることになるのか。また、プラットフォームは仲介しているだけであるという場合、フリーランス法においてそのプラットフォームは特定業務委託事業者には当たらないということになるのか。さらに、いわゆるフリーランスと呼ばれる方の数は非常に多いところ、取引の適正化等について問題があるということをどのように発見していくのか。

→ ウーバーイーツの配達員が労働組合法上の労働者に該当することが確定したことをもって、フリーランス法の適用対象から外れるという関係にはないと考えている。

仲介事業者が入る場合の特定業務委託事業者は誰になるのかという点について、契約上、仲介事業者とフリーランスの間が委託関係になっているという場合には、その仲介事業者は当然、特定業務委託事業者に該当する。他方で、契約上は仲介という形を取っている場合には、実態を見て判断することになり、契約上、仲介という形になっているからといって、直ちにフリーランス法の適用対象から外れるわけではないと考えている。また、仮に取引の実態として仲介であり、特定業務委託事業者に当たらないという場合でも、仲介事業者はフリーランス法上の調査の対象になり得て、仲介事業者の行為によってフリーランスの利益が害されている場合には、当局から指導するということもあり得る。

また、問題となる行為をどのように発見するのかという点について、数年前から弁護士会に委託して運営しているフリーランス 110 番というものがあり、多数の相談をいただいているが、この取組を拡張して、フリーランス 110 番から情報を得るという方法があり得る。別の方法として、様々な発注者側、受注者側の事業者団体等と連絡を密にして、事業者団体等から問題行動を拾い上げていくことも考えている。さらに、下請法と同様に、何らかの形で書面調査を行い、そこから問題となる行為を拾い上げていくという方法も考えている。もっとも、下請法の分野と異なり、充実した名簿があるわけではないため、まずはフリーランスが多いと思われる事業分野について取り上げて、その分野についての調査を行うという形で掘り下げていくことを検討している。

- 働き方の多様化に伴い、中小企業でもフリーランスとの取引が増えてくる。資本金 1000 万円以下の小規模な事業者も取締りの対象になるため、フリーランス法は中小企業にとって大きな課題となる。フリーランス法について、中小企業からは疑問点が多く出てくると思われるため、具体例を説明していくことが必要なのではないか。また、中小企業は人手不足の中で働いているため、フリーランス法によって中小企業の負担が更に増えることがないようにすべきである。一方で、フリーランスの権利保護も非常に重要なことであり、中小企業への配慮とフリーランスの保護を両立してほしい。

日本には昔から、一人親方と呼ばれるような方やトラック 1 台で全国を飛び回っているような方がいるが、このような方たちとの取引は「役務の提供の委託」に当たり、このような方たちも特定受託事業者に当たるという理解でよい。

今年の 10 月からインボイス制度が導入されるころ、企業側からみると、フリーランスと取引していくに当たっては、きちんとインボイスナンバーを取っているのかという懸念点がある。

- 中小企業への説明については御指摘のとおりであり、丁寧に説明を行ってまいりたい。早い段階から中小企業団体の方と意見交換を行い、どこに課題があるのか積極的に相談するなど、コミュニケーションをしっかりと取りながら進めていきたい。一方で、フリーランス法で求められる発注書面の交付等の行為や禁止行為は、事業者間の取引として本来あるべき姿である。フリーランス法を取引の適正化に努めていくための契機にしていきたい。

また、個人で仕事をしている方であれば、一人親方やトラック 1 台で全国を飛び回っている方との取引も、「役務の提供の委託」に当たりフリーランス法の対象となる。

さらに、インボイス制度との関係については、従来から独占禁止法・下請法の考え方を示した Q&A を出しているほか、相談事例も公表している。このような Q&A や相談事例を参考にさせていただきたい。加えて、具体的にこのようなやり方ではどうかという形で御相談いただければ、当委員会で相談に応じることもできるので、活用していただきたい。

- プラットフォーマーが間に入っているという場合の取扱いについて、形式的な契約書の文言だけではなく、実態を見て判断するというお話があった。プラットフォームを介した取引については多様なものが出てきているため、どのような実態を見るのかということ等について、ガイドラインや Q&A を示していただきたい。また、特定業務委託事業者の概念を柔軟にするだけでプラットフォームを介した取引の問題に対処できるのかということが、やや心配である。特定業務委託事業者の概念で捉え切れないような事象があり、しかし、実際にはプラットフォームが取引の条件を実質的に決めていくというような場合の考え方についても検討課題になり得るのではないかと考えている。引き続き実態を調査して適切に対応していただきたい。
- 実際にやり取りされている金銭がどのような性質のものなのか、誰が誰に対してどのような責任を負っているのか等を個別に見ながら判断をしていくことになるかと考えている。また、業態によって、様々な実態があると思われるため、いろいろな事業者等から話を聞いた上で、ガイドラインや Q&A の形で一定の考え方を示していこうと思っている。今後、フリーランス法の施行後に、多種多様な個別事案が出てくると思われ、事案に応じてプラットフォームを指導していくことを含めて、工夫しながら対応していこうと思っているが、それでも足りないというケースが出てくる可能性も否定できない。フリーランス法には、3年後の見直し規定も置かれている。施行後の実績を踏まえ、必要があれば見直しを行っていただきたい。

3 令和4年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組

- 労働分配率が高止まりする中で、中小企業が持続可能な投資や賃上げを実施するためには、価格転嫁や下請取引の適正化は非常に重要な問題である。この懇話会の目的は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進することであると承知しており、このような形で議論が政策に反映されているということは非常に良いことである。最近では、発注者側からも意識の転換を感じさせる前向きな声が聞こえてきている。他方で、一部の企業からは、公正取引委員会に相談した場合、相談したことが特定されて自分たちが不利になるのではないかと懸念する声もある。
- 数日前に、豆腐屋が十数者倒産したという発表があった。豆腐屋は個人経営のところが多いが、そのような事業者は、大口の取引先から大豆価格の高騰分を価格に転嫁することを認めてもらえず廃業してしまうということもある。このような問題もこまめに拾っていく必要があるのではないかと考えている。
- 当委員会に御相談をいただいたときに、どのような形で調査をすればその事業者が特定されないかいろいろな観点から考えており、ノウハウもあるため、まずは御相談いただきたい。また、豆腐に関する話ではないが、小売業者は価格転嫁を受け入れてくれたが、店頭の小売

価格を上げたら消費者が買ってくれなくなったという話も聞いている。小売分野に関しては、消費者の理解も重要である。物の値段は上がらないという日本全体のマインドを少しずつ変えていくということに、政府全体として取り組んでいく必要がある。

- 原材料のコスト上昇は継続している。また、賃上げに対する要請もある。このような中で価格転嫁の円滑化は喫緊の課題であり、価格転嫁の円滑化の考え方をあまねく浸透させ、徹底していくことが肝要である。一方で、この取組を促進していくに当たっては、事業者にとって納得感のある明瞭な基準の設定や、運用の透明性・公平性が必要である。競争法の遵守、適正な取引の徹底を通じて、大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築していくことが重要である。
- 運用の透明性や納得感の問題については、引き続き留意をして取り組んでまいりたい。また、持続可能な成長をしていくためには、サプライチェーン全体が利益を生んでいく形にしていかなければならない。全てのサプライチェーンの構成員がしっかりと利益を上げられるような形で、取引を進めていただきたい。

4 令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況

- 旧一般電気事業者による市場分割カルテル事件において、公正取引委員会が電力・ガス取引監視等委員会に情報提供し、電力・ガス取引監視等委員会がその情報を活かして電気事業法に基づく業務改善命令の発出に向けた対応が行われた点は評価したい。この件に関し、電力・ガス取引監視等委員会への情報提供の際に、個社名が開示されなかったということだが、開示しなかった理由は何か。また、公正取引委員会から提供された情報の中に電力卸市場の価格操作が疑われるような内容が含まれていたようだが、公正取引委員会として調査を継続する予定はあるのか。さらに、現在の電気事業法では業務改善命令までは出せるものの、それ以上のペナルティが科せないと思うが、今回の事案を受けて、電気事業法の限界や課題について公正取引委員会としての見解や意見はあるか。
- 1点目について、個社名を伝えなかったのは、当委員会の行政調査で得た情報であり、事業上・営業上の秘密に当たる情報もあったためであるが、電力・ガス取引監視等委員会が独自で調査できる程度の必要な情報は提供したと考えている。また、2点目について、今回の調査で認められたのは、卸価格の操作を企図しているという事実であって、実際に価格操作を行っていたという事実が認められたわけではないなど、今回情報提供した事実はいずれも、直ちに独占禁止法の疑いがあるとして調査を開始すべき事実ではないと考えている。もちろん、電力市場における競争環境については、引き続き審査部門、アドボカシー部門を含めて注視してまいりたい。3点目については、当委員会を含む政府内で電力自由化の在り方について検討する中で、ペナルティの必要性も含めて検討することになるのではないかと思う。
- 旧一般電気事業者による市場分割カルテル事件について、電力自由化の成果を台無しにする非常に重要な事件で、それが分かっている故意で行っている悪質な事件なのではないかと

思うが、本件はなぜ告発をしなかったのか。また、令和4年度においては、不公正な取引方法について3件の確約計画の認定を行っており、排除措置命令は出されていない。これまでも、不公正な取引方法についてはほとんど確約計画の認定で終了している。最恵国待遇条項のような複雑で審査に時間がかかるケースや、優越的地位の濫用事件で排除措置命令では実現できない返金措置を確約させるといった場合には、確約を活用することでよいと思うが、令和4年度の再販売価格維持事例のような複雑でないケースは、違反認定をして排除措置命令を出した方がよかったのではないかと。

→ 1点目について、詳細を申し上げることは難しいが、市場規模が大きい事案だということも考慮しつつも、刑事告発するのが相当な事案ではないという判断で、行政事件として対応したものである。2点目について、当委員会としては、排除措置命令と確約計画で講じられる措置に大きな違いはなく、違反行為等を排除するために必要な措置を講じてきていると考えており、排除措置命令との比較で確約計画の認定が好ましいものではないとは考えていない。令和4年度の再販売価格維持事例においても、排除措置命令を行うためには詳細な事実認定が必要となる中で、確約で早期処理を行ったものである。皆様の御意見も踏まえ、引き続き適切な選択を行ってまいりたい。

○ 今回の事件では、減免申請の順位が1位だった事業者がカルテルの主導者であった。カルテルの主導者であったにもかかわらず、課徴金が全額免除となっており、カルテルの主導者のやり得になっているように思う。課徴金減免制度の意義が議論されるべきではないか。また、課徴金減免の経緯、電力分野における競争の在り方等について、公正取引委員会からの情報開示・説明を行っていただきたい。

○ 今回の公正取引委員会の措置を契機として、電気事業法に基づいて電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に業務改善命令を行うよう勧告がなされた。公正取引委員会からの情報提供の一部が業務改善命令を求める根拠の一つとなっており、また、公正取引委員会からの情報提供を基礎として、今後、電力・ガス取引監視等委員会等で電力市場の制度設計が進められることになっていると認識している。同時に、今後、電力・ガス取引監視等委員会から公正取引委員会に対して、小売市場の自由化の進展について継続的に情報提供するという方針が示されている。このように、公正取引委員会と関係行政機関の協力によって広く競争政策が実現されていくということは大変重要である。今後もこのような協力が進むよう努力していただきたい。

○ 旧一般電気事業者による市場分割カルテル事件により、10年以上前に始まった電力システム改革の理念が曲げられていたことや制度疲労が生じていることが分かり、電力システム全体を見直すべきではないかという問題提起を行うという観点から、本件について新聞で大きく取り上げられたのではないかと思う。最近、損害保険会社が企業向け保険について事前の価格調整を行っていたという報道があった。この問題も、かつての金融危機を踏まえて金融業界の大型再編が称揚された時期があり、そのときから時間がたって、弊害が出てきたと

いう背景があるのではないかと思う。公正取引委員会として、このような問題をチェックし、指摘していくことには、個別事件について措置を採っていくこと以上に大きな意義があると思う。今後もそのような取組をしていただきたい。

- 課徴金減免制度の意義については、引き続き説明の機会を設けて説明してまいりたい。また、電力分野を始めとする規制改革分野については、公正取引委員会としても特に力を入れている分野である。今後も必要に応じて規制官庁と連携しながら、積極的に対応していきたい。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局)